

回 覧

※学校内での回覧に
ご使用ください。

学校安全ナビ

子供たちの生命と安全を守るために

～「第3次学校安全の推進に関する計画」について～…p.1、2

保護者へのスムーズな給付にご協力ください！…p.3

災害共済給付に関するお知らせ…p.5

令和3年度 調査研究の成果物のご紹介 …p.6

令和4年度 スポーツ庁委託事業
学校における体育活動での事故防止対策推進事業
セミナー開催予定です！…p.7

46

令和4年9月号



子供たちの生命と安全を守るために ～「第3次学校安全の推進に関する計画」について～

はじめに

令和4年3月25日に、学校保健安全法に基づき「第3次学校安全の推進に関する計画」（以下、「3次計画」）が閣議決定されました。3次計画は、令和4年度から令和8年度の5年間における学校安全に係る基本的な方向性や具体的な方策を示しています。本稿では、3次計画の推進方策のポイントについて紹介します。



文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室
安全教育調査官 森本 晋也

● 推進方策1 学校安全に関する組織的な取組の推進

- ・学校経営における学校安全の明確な位置づけ
- ・「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を見直すサイクルの構築

● 推進方策2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- ・学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
(地域学校安全委員会、コミュニティ・スクール、PTAの参画)

学校安全に関わる活動は、学校全体で取り組んでいくことがとても重要です。そのためには、学校安全を学校経営に明確に位置づけ、校務分掌に学校安全の中核を担う教職員(学校安全主任等)を中心とした「校内安全委員会」や「学校安全部」等を設置し、全教職員で学校安全計画に基づいて取り組んでいくことが大切です。

また、「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」を見直し、実効性あるものにしていく必要があります。そのためには、例えば学校内でのケガの発生状況のデータから、発生場所や発生時間帯、受傷部位や受傷程度などを分析し、予防のための目標を立て、保護者等も参加する安全点検や、児童生徒等の主体的な安全教育等を実践し、明確な根拠に基づいた評価を行い、取組体制や学校安全計画の見直しを図るなどPDCAサイクルを構築することが大切です。

そして、登下校の見守りをはじめ児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題は、複雑化・多様化し、学校だけで担うのは困難な状況です。「子供の安全」について、学校、児童生徒等、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を確認して取り組んでいくことが大切です。

● 推進方策3 学校における安全に関する教育の充実

- ・児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実
- ・指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化

安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが重要です。そのためには、学校安全計画に安全

教育に取り組む時間を適切に位置づけて指導時間を確保し、教科等横断的に、系統的、体系的に取り組んでいくことが大切です。そして、児童生徒等が危険を予測してどのように回避すればよいかを考える授業や、地域の人たちとの安全マップづくり、ロールプレイング等を取り入れた体験的な学習、ARやVRのデジタル技術の活用など効果的な安全教育に取り組むことが大切です。

また、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、余震や停電を伴うことや、悪天候時の校庭への移動、近隣火災の延焼や液状化等による二次避難場所が危険となる可能性等を想定しておらず、学校での訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されています。様々な状況や場面を設定して、実効性のある訓練に見直す必要があります。

● 推進方策 4 学校における安全管理の取組の充実

- ・ 安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）
- ・ 学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- ・ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

学校園での安全点検では、ケガや事故を未然に防ぐ実効性のある取組になっているか、点検の手法や点検の実施体制等を見直すことが重要です。また、国立教育政策研究所の調査※によると、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが指摘されています。児童生徒が安全点検を行うことで、安全管理面での改善に加え、児童生徒自身の学習にもつながります。

さらに、大きな事故の予防のためには、ヒヤリハットの事例を校内で共有したり、他の事例を参考にしたりすることが有効です。児童生徒が校内での生活で、ヒヤリハットした体験を、タブレット端末から危険箇所やその原因、改善策を記録し、校内マップで一覧にして「見える化」して、安全教育の教材や安全管理のデータとして活用している実践例もあります。

● 推進方策 5 学校安全の推進方策に関する横断的事項等

- ・ 災害共済給付に関するデータ等の効果的な活用
- ・ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（「学校安全の日」）

日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータを有効活用して、全国でどのような重大事故が発生しているのかを把握するとともに、自校のケガの発生状況と比較し課題を明確化して取り組むことも大切です。

また、例えば毎月の「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（7月1日）、防災の日（9月1日）、全国の交通安全運動の期間等の機会を捉えて、学校や地域で学校安全の活動に取り組むことで、安全への意識を高めることも重要です。

おわりに

学校安全に全校をあげて取り組んでいる小学校に訪問した時、ある児童が「僕は、保健室の前に行くのが楽しみです。けがの数が減っているのをみて、取り組んでよかったと思います」と話してくれました。ちょっとした工夫で「見える化」することによって、児童らは自分たちの安全への取組の意義を感じるとともに、次に向けての課題意識も高めていくことができます。

各学校園におかれましては、子供たちが生き生きと安心して学校生活を送ることができるよう、学校安全の実効性を高めていけるよう見直しをお願いいたします。

保護者へのスムーズな給付にご協力ください！

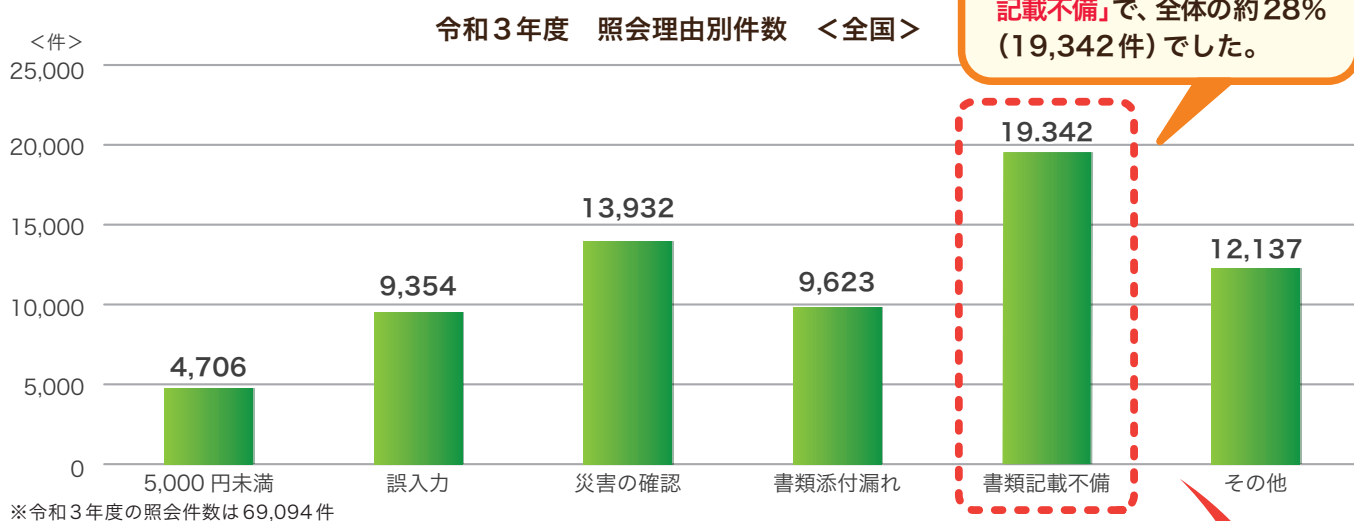
医療費を請求する際に提出書類に不備があると、いったん書類を返送させていただくため、再度請求手続きが必要となり、学校(園)・設置者のみなさまの事務負担が増えるばかりではなく、保護者への給付も遅れてしまいます。

以下のグラフは、令和3年度の照会理由の状況です。特に書類の記載不備による照会が多くなっています。保護者へのスムーズな給付のため、提出書類に不備はないかをご確認のうえ、医療費の請求をお願いします。

学校(園)・設置者の担当者向けに医療費の請求手続きの留意点を掲載したチラシ(次ページ参照)を作成しています。保護者へのスムーズな給付のため、申請前のチェック表としてご活用ください。
*本チラシは、学校安全Web「刊行物一覧」のページからダウンロードできます。ページへは右のQRコードからアクセスできます。



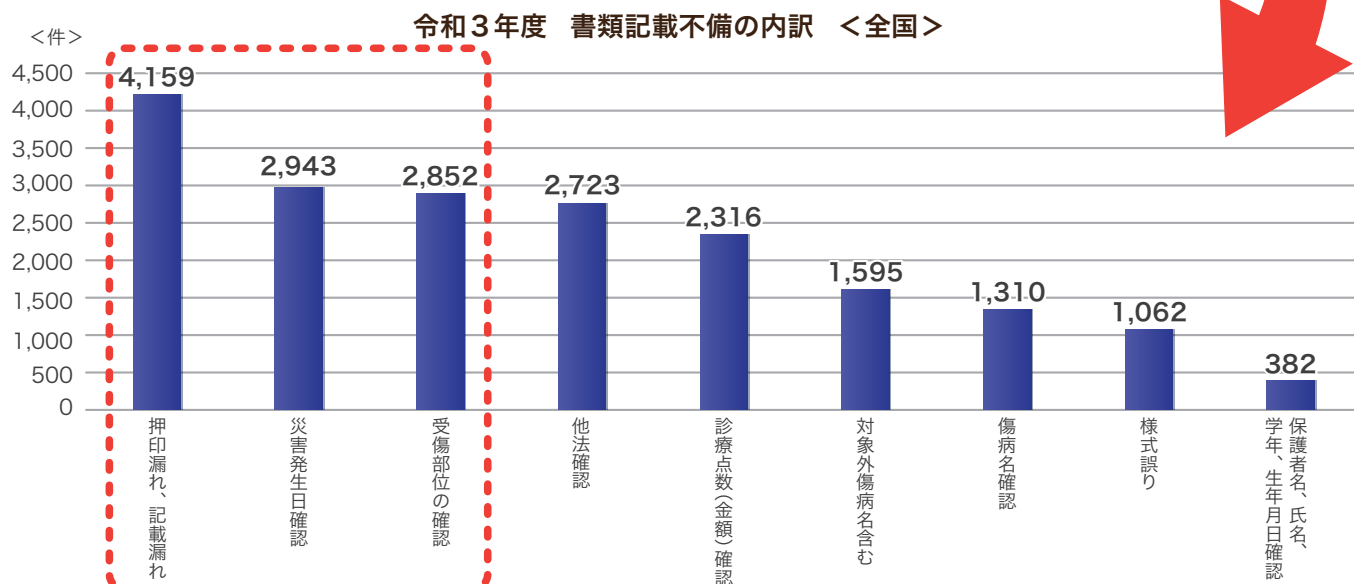
● 令和3年度 照会理由の状況



最も多い照会理由は、「**書類記載不備**」で、全体の約28% (19,342件) でした。

「書類記載不備」の中でも、

- ① 「医療等の状況」等の押印漏れ、**記載漏れがある**
※令和4年度より「医療等の状況」等への押印は不要です。
 - ② 災害発生の状況や「医療等の状況」等の診療開始日等と**災害発生日に齟齬がある**
 - ③ 「災害報告書」で報告された受傷部位と「医療等の状況」等に証明された**受傷部位に齟齬がある**
- が特に多い理由となっています。



請求の前に、ご確認ください！

～速やかな給付のために～

提出された書類に不備があると、請求に係る手続きが再度必要となり、学校・設置者のみなさまの事務負担が増えるばかりでなく、保護者の方に速やかに給付金をお支払いすることができなくなります。

よくある照会事例

- 「災害報告書」で報告された受傷部位と「医療等の状況」に証明された部位が異なる。
- 「高額療養状況の届」が添付されていない。
- 医療費総額が5,000円（請求点数500点）未満である。
- 災害発生状況の詳細が分からない。
- 「医療等の状況」等の記載漏れがある。

請求漏れはありませんか？

受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。



確認ポイント

災害報告書

- ☐ 正しい災害発生日及び災害発生状況（何をしていた、どうなったか等）が報告されていますか？
- ☐ 受傷部位は「医療等の状況」に証明された部位と同じですか？
- ☐ 災害ごとに申請されていますか？

複数災害の療養が1枚の「医療等の状況」に証明されている場合、災害ごとの入力が必要になります。入力の方法については、「災害共済給付オンライン請求システム操作マニュアル」をご参照ください。

医療等の状況

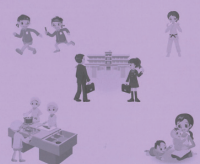
- ☐ 初診から治ゆまでの医療費総額（点数）が5,000円（500点）以上になっていますか？
- ☐ 証明日・医療機関所在地及び名称・氏名に記載漏れはありませんか？

添付書類

- ☐ 単位療養額が70,000円（7,000点）以上の場合に「高額療養状況の届」を添付していますか？ ※助成制度利用時は省略可
- ☐ 「治療用装具明細書」には領収書の写しが添付されていますか？
また、保護者記入欄に記載漏れはありませんか？

※令和元年度から、部活動の計画表は、活動日・場所にかかわらず省略できます。ただし、審査上必要がある場合は、添付していただきます。

災害共済給付請求事務ガイドブック



日本スポーツ振興センター（JSC）
JAPAN SPORT

JSC発行の「災害共済給付請求事務ガイドブック」もご活用ください。



よくあるご質問、請求に必要な様式のダウンロードはこちらをクリック！

学校安全Web

検索

請求に関するお問い合わせは、
担当の地域事務所へご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部

JAPAN SPORT
COUNCIL

請求手続きに関する書類について

リフィル処方箋導入に伴う調剤報酬明細書の提出について

◆ 令和4年度からリフィル処方箋が導入されています。

？ リフィル処方箋とは・・・

症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（上限3回）できる仕組みです。



リフィル処方箋は、一定期間であれば、患者は医師の診察を受けずに処方薬を受け取ることができるため、病院や診療所で処方された月の医療費が既に給付済みの場合は、処方箋を反復利用した月分については、「調剤報酬明細書（別紙3（7）」のみ提出していただければ審査をさせていただきます。

給付金請求様式が一部新しくなりました！

厚生労働大臣が定める様式（診療報酬明細書・訪問看護療養費明細書・調剤報酬明細書）を参考とし、業務方法書の様式の一部を変更しました。

学校安全Webの「様式ダウンロード」のページに最新版の様式が掲載されていますので、請求をされる場合は、最新版をご利用ください。

様式名	様式番号
医療等の状況（入院分）	別紙3（2）（ア）
医療等の状況（入院外分）	別紙3（2）（イ）
医療等の状況（歯科分）	別紙3（2）（ウ）
訪問看護明細書	別紙3（5）
調剤報酬明細書	別紙3（7）

※遠足・修学旅行での傷病で医療保険者証を提示できなかった場合など、自由診療として療養を受けた場合に使用する様式です。医療保険により療養を受けた場合は、別紙3（1）を使用してください。

令和3年度 調査研究の成果物のご紹介

JSCでは、災害共済給付業務の実施によって得られる事故情報を活用し、学校災害事故防止に関する調査研究を行っています。

令和3年度は、「運動部活動」「休憩時間」の事故防止対策を調査研究課題としました。事故の現状を把握するとともに、事故防止のための留意点について、最新の知見を加えて『運動部活動の事故防止パンフレット』『休憩時間の事故防止パンフレット』にそれぞれまとめました。

なくそう！運動部活動の事故

中学校、高等学校等、高等専門学校の運動部活動時に起こる事故について、「人・設備との接触」と「用具等の使用」の観点から5つの運動分類で分けて主な種目ごとに事故の事例と防止のポイントを記載しています。

また、すべての種目に共通する準備・整理運動時や筋力トレーニング時の事故防止のポイントも記載しています。

実際の裁判例も記載していますので、安全な運動部活動の実施にお役立てください！

※学校安全ナビ12月号にパンフレットとして同封を予定しています。

URL:

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/3010/Default.aspx



＊A4判冊子 12ページ

なくそう！休憩時間の事故

小学校では学校の管理下における事故の約半数が休憩時間に発生しています。こちらのパンフレットでは、休憩時間に起こる事故について、統計データや事故事例、注意すべき点等を詳しくまとめています。

また、事故防止策の1つとして休憩時間の事故未然防止チェックリストを記載しています。

※学校安全ナビ3月号にパンフレットとして同封を予定しています。



＊A4判冊子 8ページ

小学校向けワークシート

小学校における休憩時間の事故の分析結果を踏まえたワークシートです。校舎内編と運動場・校庭編の2種類があり、児童が想像力を働かせ、楽しみながら危険予測の力を高めることができます！

また、こちらのワークシートを活用した授業展開の一例を紹介した指導案もご利用いただけます！



＊A4判両面 2枚

URL:

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_keny/tabid/3006/Default.aspx



先生方から
大好評です!!



『学校でのスポーツ事故を防ぐために』

セミナー開催予定です！

令和4年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業『学校でのスポーツ事故を防ぐために』セミナーを開催をします。

9年目となる本年度は、10月の富山会場を皮切りに、全11会場でのセミナーを予定しています。

医療関係者、スポーツ事故や学校安全を専門とする大学教授や弁護士、スポーツ関係者が、幅広いテーマで発表を行い、会場の皆様からの質疑にお答えします。

11月2日はWeb配信のみのオンラインセミナーになります。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により予定が変更になる場合があります。

最新情報は、学校安全Webをご覧ください。皆様のご参加をお待ちしています！



●セミナー日程（予定）

開催地	開催日	会場名
富山県富山市	令和4年10月4日（火）	とやま自遊館 自遊館ホール
香川県高松市	令和4年10月12日（水）	レクザムホール（香川県県民ホール） 小ホール
和歌山県和歌山市	令和4年10月25日（火）	和歌山県民文化会館 小ホール
オンライン	令和4年11月2日（水）	ZoomによるWeb配信
宮城県仙台市	令和4年11月21日（月）	仙台国際センター 2階大会議室「萩」
福井県鯖江市	令和4年11月25日（金）	鯖江市文化センター 大ホール
熊本県熊本市	令和4年11月29日（火）	くまもと県民交流館パレア パレアホール
京都府京都市	令和4年12月15日（木）	京都ガーデンパレス 葵の間
北海道札幌市	令和5年1月13日（金）	ホテルライフポート札幌 2階ライフポートホールⅠ・Ⅱ
沖縄県浦添市	令和5年1月18日（水）	アイム・ユニバースてだこホール 小ホール
岡山県岡山市	令和5年1月24日（火）	岡山県医師会館 三木記念ホール

※ オンラインセミナーは、東京都教育委員会、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会のご後援をいただいております。Zoomによる配信となりますので、どなたでも参加可能です。

【日本スポーツ振興センター学校安全部地域担当窓口一覧】

	担当課	担当地域	TEL	FAX	所在地
仙台地域	仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	022-264-7633	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京地域	給付第二課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	03-5410-9136	〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35 B棟2階
		東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163		
名古屋地域	名古屋業務推進課	福井県、愛知県、三重県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7821	052-562-0688	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪地域	大阪業務推進課	大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3601	06-6456-3666	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島地域	広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	082-222-2827	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡地域	福岡業務推進課	福岡県、鹿児島県、沖縄県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8720	092-771-7763	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※お問合せ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）